



[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2019 DECEMBER / 224号

★ 中国商標法の第4次改正 ★

中国商標法の第4次改正法が2019年11月1日より施行されています。今回の改正のポイントは主に次の2点です。

1. 悪意の商標出願等の取り締まり

中国では現在、悪意の商標出願（他人の商標の先取り等）や実際に使用する意思のない数多くの商標出願が存在しています。従来、このような悪意の商標出願に対する規制が不十分であったため、今回、主に次の3点で改正が行われました。

① 商標使用義務の強化

改正後の4条1項において、「使用を目的としない悪意の商標登録出願を拒絶する」という規定が追加されました。さらにこの「使用を目的としない悪意の商標登録出願」は異議理由および無効理由として明文化されました（33条、44条）。

② 商標代理行為の規範化

代理人は、依頼者の商標出願が使用を目的としない悪意の出願に当たることを知っていたか知るべきであった場合には、その依頼を引き受けてはならない、と規定されました（19条）。また、代理人自身、第45類の「商標出願代理」等の役務を除き、その他の類の出願をしてはならないとされました。日本では、代理人弁理士や特許事務所自身が出願人となって第45類以外で商標登録出願したのを聞いたことがありませんが、中国ではよく見聞します。

③ 出願人、代理人の悪意の出願、悪意の訴訟行為に対する処罰措置

悪意の商標出願に対しては、状況により警告、罰金などの行政処罰を科し、悪意の商標訴訟の提起に対しては、裁判所が処罰を科すものとなりました（68条）。

上記①～③の改正により、悪意の出願行為の規制が、商標出願から権利行使に至るまで全体を通じて行われるようになりました。違反すると、出願人や権利者だけでなく、代理人も責任を問われることになります。上記規定は改正法施行前の出願や登録にも及ぶといわれています。

「悪意の商標出願」や「使用意思のない出願」をどのように見分けるのか問題になりそうですが、判断基準に関してガイドラインが策定されています。

2. 商標権侵害の取り締まりの強化

① 商標権侵害時の賠償額の引き上げ

悪意のある権利侵害者を懲罰するため、商標権侵害に対する懲罰的損害賠償の倍率が「1～3倍」から「1～5倍」に引き上げられました。賠償額が確定しにくい場合に裁判官が認定する法定賠償額の上限は最大「300万元」から「500万元」（約8000万円）へ大幅に引き上げられました（63条）。

② 商標盗用行為の取り締まり強化

商標紛争事件の審理において、裁判所は商標権者の請求により、登録商標を盗用した偽造商品の廃棄および偽造商品を製造するために主要な材料や工具を廃棄するよう命じることができます。登録商標盗用商品から盗用商標を除去したうえで市場に流通させることも禁止されました（63条4項、5項）。日本なら同様のケースで、問題となった商標を完全に除去するとともに不正競争その他別の問題がなければ、商品自体は販売が認められると思います。